

平成30年度開設予定の大学等の設置に係る学校法人の寄附行為(変更)の認可に関する審査意見

○ 平成30年度開設予定の大学等の設置に係る学校法人の寄附行為(変更)の認可申請のうち、今回、大学設置・学校法人審議会より判定を「可」とする答申がなされた案件に係る審査の過程において学校法人に伝達した意見は以下のとおり。

設置者	大学名	学部・学科・研究科名	審査意見
学校法人 目白学園	目白大学	メディア学部 メディア学科	<ol style="list-style-type: none"> 1 財務関係書類の公開対象者が学生生徒やその保護者、学校法人と雇用契約にある者のみとなっていることから、私立学校法の規定に基づき速やかに対応すること。 2 理事会が書面での持ち回りで行われていたことから、集会の形式により行うこと。 3 平成27年度決算にかかる理事会及び評議員会の手続が適切ではないことから、適切な理事会及び評議員会の運営に努めること。 4 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。 5 財務関係書類の備え付けが遅延して行われていたことから、今後は法令の趣旨を踏まえ、所定の期日までに行うこと。 6 既設校の定員超過を是正すること。 (目白大学 人間学部児童教育学科) 7 既設校の今後の定員充足の在り方について検討すること。 (目白大学 外国語学部中国語学科)
学校法人 タイケン学園	日本ウェルネススポーツ大学	スポーツプロモーション学部 スポーツプロモーション学科	<ol style="list-style-type: none"> 1 学生確保の見通しの説明において、既設の通信教育課程の受験者数やアンケートによる受験希望者数から学生確保の見通しを説明しているが、中長期的な見通しが不明であることから、その見通しについて説明すること。 2 評議員の構成が法人職員やグループ法人職員に偏っていることから、私立学校法の趣旨を踏まえ、その構成の見直しについて検討すること。 3 監事の監査報告書の内容について、法令に基づいた内容に見直すこと。 4 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。
学校法人 京都外国語大学	京都外国語大学	国際貢献学部 グローバルスタディーズ学科 グローバル観光学科	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成28年度開催の評議員会において、一度も出席していない評議員がいることから、その理由を明らかにするとともに、その対応方針について説明すること。 2 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。 3 代表権の登記が遅延して行われていたことから、今後は法令の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。 4 理事会及び評議員会の議事録の署名押印について、寄附行為に基づいた運用を行うこと。 5 現在係争中の訴訟において、現況及び今後の見通し、法人としての認識について説明すること。
学校法人 甲南女子学園	甲南女子大学	医療栄養学部 医療栄養学科	<ol style="list-style-type: none"> 1 理事長が非常勤であり、かつ多くの法人との兼職状況にあることから、私立学校法の趣旨を踏まえ、学校法人として機動的に意思決定できる体制となっているか説明すること。 2 平成28年度開催の理事会及び評議員会において、一度も出席していない理事及び評議員がいることから、その理由を明らかにするとともに、その対応方針について説明すること。 3 財務関係書類の公開対象者が学生生徒やその保護者、学校法人と雇用契約にある者のみとなっていることから、私立学校法の規定に基づき速やかに対応すること。 4 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。

設置者	大学名	学部・学科・研究科名	審査意見
学校法人 山陽学園	山陽学園大学	地域マネジメント学部 地域マネジメント学科	<p>1 近隣地域における競合校について、明らかにするとともに、それらの大学への志願動向等を踏まえた分析を示すこと。</p> <p>2 既存学部が定員割れの状態にあることから、その要因を分析しそれを踏まえた新設学部の学生確保の見通しについて説明すること。</p> <p>3 平成28年度開催の理事会及び評議員会において、一度も出席していない理事及び評議員がいることから、その理由を明らかにするとともに、その対応方針について説明すること。</p> <p>4 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p> <p>5 既設校の今後の定員充足の在り方について検討すること。 (山陽学園短期大学 幼児教育学科)</p>
学校法人 加計学園	岡山理科大学 千葉科学大学大学院	獣医学部 獣医学科 獣医保健看護学科 看護学研究科(M)	<p>1 一部既設学科の定員未充足がある中での、法人の中長期的な経営の見通しを踏まえつつ、設置経費の財源である借入金の償還の見通しについて説明すること。</p> <p>2 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p> <p>3 既設校の今後の定員充足の在り方について検討すること。 (倉敷芸術科学大学 芸術学部デザイン芸術学科、危機管理学部危機管理学科、千葉科学大学 危機管理学部環境危機管理学科、航空技術危機管理学科)</p> <p>4 現在係争中の訴訟において、現況及び今後の見通し、法人としての認識について説明すること。</p>
学校法人 国際医療福祉大学	国際医療福祉大学 国際医療福祉大学大学院	赤坂心理・医療福祉マネジメント学部 心理学科 医療マネジメント学科 医学研究科(M・D)	<p>1 平成28年度開催の理事会及び評議員会において、一度も出席していない理事及び評議員がいることから、その理由を明らかにするとともに、その対応方針について説明すること。</p> <p>2 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。</p> <p>3 現在係争中の訴訟において、現況及び今後の見通し、法人としての認識について説明すること。</p>

設置者	大学名	学部・学科・研究科名	審査意見
学校法人 京都育英館	京都看護大学大学院 苫小牧駒澤大学 (設置者変更)	看護学研究科(M) 国際文化学部 国際文化学科 キャリア創造学科	<ol style="list-style-type: none"> 1 理事会の実出席率が低いことから、改善方針について検討すること。 2 平成28年度開催の理事会及び評議員会において、一度も出席していない理事及び評議員がいることから、その理由を明らかにするとともに、その対応方針について説明すること。 3 認可までに申請内容を見直す場合、事前に協議すること。 4 両法人間で設置者変更に係る協議をどのような体制で行っているのか具体的に説明すること。 5 設置者変更に伴う両法人間での資金譲渡について、その有無を含め方針を説明すること。 6 設置者変更に関する教職員への説明について、具体的なスケジュールを設定した上で、速やかに教職員に対し、必要な情報を提示しつつ説明を行うこと。併せて、その説明の状況と移行の見通しについて説明すること。 7 設置者変更に関する学生への説明について、具体的なスケジュールを設定した上で、速やかに学生に対し、必要な情報を提示しつつ説明を行うこと。併せて、その説明の状況について説明すること。 8 円滑な設置者変更の実施に向けて、関係者への説明を進めること。 9 設置者変更後の苫小牧駒澤大学仏教専修科の扱いについて説明すること。 <p>(審査継続の際に付した意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設置者変更に係る駒澤大学理事会の意思決定に関する訴訟について、現況及び法人としての認識について説明すること。 2 設置者変更により「未了承」の学生に関し、同意に向けた対応を進めるとともに、回答を得られていない学生も含めて、説明と同意を得る取組を進めるなど、学生への不利益にならないよう配慮すること。その上で、その状況について説明すること。